2018年度 競技規則修改正のポイント

2018年2月17、18日

競技運営委員会 競技規則検討PT

修改正:競技役員①

[国際]

●ドーピング・コントロール代表→ アンチ・ドーピング代表:名称変更

§ 114

●アナウンサー、公式計測員:削除✓アナウンサーの役割 ⇒ EPMへ § 124▶アナウンサーは審判員でなくても可

✔公式計測員の役割 ⇒ 技術総務へ § 123

修改正:競技役員②

〔国内〕

- ●アナウンサー、公式計測員 ⇒存続 § 138, § 139
- ●EPM 国内競技会でも設置可 § 124 ✓役割とアナウンサー等との分担をきちんと理解
- ●技術総務・公式計測員 ✓日本固有の「公認競技場制度」

§ 123, § 139

修改正:競技役員③

●計測員(科学)

§ 135

- ✔競技開始前・後の計測装置の精度確認
 - ⇒ JIS規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用のこと 適切な力で引っ張って計測

(確認時のグラスファイバー等繊維製巻尺は使用不可)

〔確認〕 ~巻尺~

- ✔日本陸連主催・共催競技会 ⇒ 鋼鉄製巻尺 § 148-2
- ✓その他競技会
 ⇒ 繊維製巻尺使用可
- ✓世界記録・日本記録 ⇒ 鋼鉄製巻尺 § 260-17,§ 266-5

修改正:審判長

- ●役割の強化・明確化
 - ✔自己の観察に基づいて、規則に従って 審判員や監察員の決定・報告を覆すことができる § 125-2
 - ✓不適切な行為を行った<u>競技者以外の者</u>に対しても警告・除外が可能に§ 125-5
 - ✓風向風速計を正しく設置させる(設置の確認) § 163-10, § 184-11

修改正:審判員(決勝審判員・フィールド審判員)

●判定の再考

§ 126-2

- ✓一度下した判定に間違いがあると気づいたら 再考して、新たな判定を下すことができる
- √抗議、上訴に備え、理由の明確化・証拠の保全を

修改正:男女混合競技(ユニバーサル競技)

- ●男女混合での競技が新たなカテゴリーに § 141-3
 - ✓「男子」「女子」に加え、新たに「男女混合」を追加 例)男女混合4×400mR
 - ▶男女混合競技の規則 (ルール) の明確化が必要
 - ▶世界記録・日本記録は対象外
 - ✓ § 147 男女混合の競技 の規定を理解
 - ▶男女混合の種目は通常は認めない⇒「男子」「女子」
 - ▶フィールド競技および5000m以上の競走(歩)で 認めることもある

修改正:ナンバーカード (ビブス) § 143-7

●跳躍競技のナンバード

〔修改正前〕

✔ 国際 : HJとPVは背または胸につけるだけでもよい

✓ 国内 : 跳躍競技すべてで背または胸につけるだけでも

よい

〔修改正前〕

✓国際、国内ともに 跳躍競技すべてで背または胸につけるだけでもよい

修改正:助力

- ●競技者間での禁止行為
 - ✓転倒後、立ち上がることの手助けは認めるが、 前に進むための身体的な手助けは認めない § 144-3(f)
 - ✓ (道路競技等で)繰返し行われる競技者間での水・飲食物等の受渡し 水・飲食物等の受渡し § 163-15(c), § 230-10(h), § 240-8(h)
- ●許可される身体保護具類の追加 § 144-4(c)(f)
 - ✔冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等
 - ✓指定場所で渡される(または審判長が認めた場合の) 帽子、手袋、靴や衣類

修改正:測量と計測 §148

- ●〔国内〕規定の明文化
 - ✓「公認陸上競技場および長距離競争路 ならびに競歩路規程」による検定制度
 - ✓日本独自の制度
 - ✓ < IAAF規則 > では「有資格者」が競技場の測量実施
- ●計測機器(巻尺、高度計、科学計測装置)の精度
 - ✓国際基準で製造されたもの(国の認証制度に合格)
 - ▶〔国内〕 JIS規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用

修改正:記録の有効性① §149-3

- ●審判長が再レースを実施すると判断した場合の 当該レース(試技)の記録の扱い
 - **✓**§125-7, §146-4(b),§163-2,§180-20の規定による 再レース(試技)実施時
 - ✓個別種目(全部あるいは一部)で達成した記録
 - ▶ 競技規則に従って行われていれば、統計、最高記録、 ランキングや参加標準記録といった目的では有効
 - ▶「誠実に全力を尽くした競技者の記録は認める」 との考え
 - ✓当該競技会での順位は再レース(試技)の結果も踏まえて

11

修改正:記録の有効性② §149-3

〔確認〕

- ●審判長による再レース実施の権限 §125-7
 - ✓審判長はある種目の全部または一部の競技をやり直すことが公正だと思われる事態が発生した場合
 - ✓当該種目の全部または一部の競技結果が無効であることを宣言し、競技のやり直しを命じる権限を有する
 - ▶無効ではない競技結果=有効な競技結果として認める
 ⇒ §149-3で明示

修改正:トラックの計測

●IAAF規則でも代用縁石の使用が認められる

§ 160-1

- ✔合流地点のマーク
 - ▶ 〔国際〕 コーンまたは旗
 - ▶ 〔国内〕 他とは異なる彩色の代用縁石

13

修改正:スターティング・ブロック①

●スターティング・ブロックの定義変更 § 161-2 ✓2枚のフット・プレートのみ ⇒ 2枚のフット・プレート + フレーム



修改正:スターティング・ブロック②

●設置位置 § 161-1

✓他の競技者を妨害しなければ、 「フレームの後部」が「外側のレーンのライン」から はみ出してもよい

✓前方(スタートライン)からのはみ出しは禁止

●個人所有物の持込

§ 161-2,4

✓ 〔国内〕全天候競技場では認めない

⇒ 主催者が用意したもののみ使用 全天候競技場以外では認めることもある

15

修改正:スタート①

●不適切行為の(再)明確化

§ 162-5

競技者が下記の行為をしたと判断したら、スターターはスタートを 中止しなくてはならない

- (a) 合図の後で正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの 姿勢から立ち上がった
- (b) 合図に従わない、<u>遅れることなく</u>速やかに最終の「用意」の 位置につかない
- (c) 音声や<u>動作</u>その他の方法で、他の競技者を妨害した
- ⇒ 審判長は不適切行為(§125-5,§145-2)があったとして 警告を与えることができる

この際、<u>(警告では) グリーンカードは示してはならない</u> 同じ競技会の中で2度警告が与えられた場合は「失格」となる

修改正:スタート②

(c) 音声や<u>動作</u>その他の方法で、他の競技者を<mark>妨害</mark>した < IAAF規則の考え方 >

> 「他の7人(8人)がスタートの姿勢についているのに、 スタートを妨害した。

なぜペナルティーを課さないのか?」

✓「ピク付き」も警告(イエローカード)の対象に



● 審判長は警告を与えることができる

17

修改正:スタート③

〔国内〕

- ✓ 陸連主催・共催大会では適用
 - ▶「ピク付き」等を警告対象に<mark>することがある</mark>
 - ▶すべての「ピク付き」等が警告対象ではない
- ✔ 他の大会では適用する・しないは主催者判断



修改正:スタート4



●警告2回 ⇒ 失格・競技会から除外

§ 145-2



●「ピク付き2回で競技会から除外」というのは、

あまりに厳しすぎないか?

✓競技者にあるまじき行為、下品な行為なのか?

19

修改正:スタート⑤

● 〔国内〕主催者判断で原則を非適用①

例えば・・・

- ✓ これまで通り、全て注意 (グリーンカード) にとどめることも可
 - ▶悪質でない
 - ▶発達段階の中学校低学年では身体が止まらない
- ✓
 <u>イエローカード2枚で「当該種目は失格」とすることも可</u>
 - ▶競技会からは除外されない(累積されない)ので、

他の種目には出場できる

修改正:スタート⑥

- 〔国内〕 主催者判断で原則を非適用②
 - ✓但し、(a)(b)(c)の不適切行為が繰返し行われたり、
 悪質なものには第125条5・第145条2を厳格適用
 - ✔ 原則を適用しない場合は、競技注意事項等に取扱方法を明記
 - ▶競技会によっては、中学生、高校生にも原則の適用あり
 - ▶競技会毎、競技開始時にスタート時の不適切行為の取扱方法 を審判員だけでなく選手にも告知・確認を徹底

21

修改正:スタート⑦

- 〔国内〕 主催者判断で原則を非適用③
 - ✔日本陸連主催・共催大会につながる各地の予選会等
 - ▶原則を適用することが望ましい
 - ▶原則を適用しない場合は、<u>日本陸連主催・共催大会では</u> 適用されることを関係者に周知のこと
 - 「ピク付き」等を警告対象に<u>することがある</u>
 - すべての「ピク付き」等が警告対象ではない

明確化:スタート⑧

〔確認〕

- ●警告時の所作
 - **✓**審判長が<mark>イエローカード</mark>を提示

§ 125-5, § 145

- ✔各審判長、記録情報処理員(競技者係)等へ速やかに連絡
 - ▶ 競技会の規模に応じて無線で、紙で、口頭で
 - ▶ 当該種目の記録と それ以降に出場する全種目のスタートリストに「YC」表示

23

明確化:スタート⑨

〔確認〕

- ●失格時の所作
 - ✓イエローカード2枚で「失格」→「除外」 § 125-5, § 145
 - ▶ 同じ競技会で2度目のイエローカード
 - ▶ 審判長がレッドカード提示
 - ▶ 競技会から「除外」、以降、全ての競技に出場できない
 - ▶ 記録には「YRC」表示 § 132-4

明確化:スタート⑩

〔確認〕

●不正スタート

§ 162-7

- ➤ Setの後、最終のスタート姿勢になってから号砲までの間に
 - 静止することなく、動いたままスタート
 - 手が地面から、足がスタブロのフットプレートから離れた
 - ⇒ <u>出発係</u>が<mark>赤黒</mark>カード提示

§ 162-9, § 130

- ・その種目は「<u>不正スタートによる失格</u>」(DQ)
- ・その他の種目には出場可能

25

修改正:トラック競技におけるラウンドの通過 §166

[国際]

- ●競技者の参加資格、どのラウンドから出場できるか、予選ラウンドでの上位ラウンドへの進出条件等は競技会毎に主催者が決める
 - **✓**2017年度版ルールブックP.193~195「組分表」は必須ではない
 - ✔競技会毎に、適用する規則を競技注意事項等に明記する

〔国内〕

- ●これまでの「組分表」の使用を推奨
 - ✓異なる規則を適用する場合は、競技注意事項等に明記する

修改正:リレー競走①

- ●テイク・オーバーゾーンの距離の変更 § 170-3
 - ✓ 屋外で行われる400mR、800mRおよびメドレーリレー (100m+200m+300m+400mの場合)の第1走者〜第2走者、 第2走者〜第3走者
 - \checkmark 20 m ⇒ $\frac{30 \text{ m}}{}$
 - ✔ゾーンの入口から20mの地点が基準線

【変更なし】

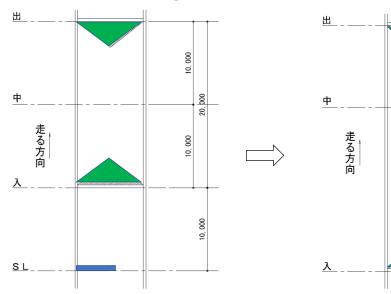
- ✓1600mRおよびそれ以上の距離のリレー
 - ▶テイク・オーバーゾーンの距離は20m
 - ▶基準線を中心に20m(入口から10m)

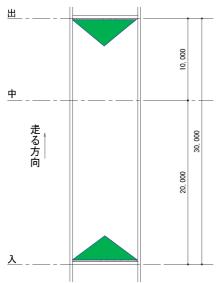
27

修改正:リレー競走②

- ●テイク・オーバーゾーンの距離の変更 §170-3
 - \checkmark 20m \Rightarrow 30m
 - ✓ゾーンの入口から20mの地点が基準線
 - ✓400mRは全て
 - ✓800mR(第3走の途中からオープン)と
 メドレーリレーの1~2走者、2~3走者
 - ⇒ セパレートレーンで走る走者の部分が30m

修改正:リレー競走③





修改正:リレー競走④

- ●バトンパスの規則の変更 § 170-19
 - ✓ 全てのバトンパスにおいて、 テイク・オーバーゾーンの<u>外から走り出してはならない</u>
 - ▶ゾーンの中から走り出さなければならない
 - ▶監察員(入口側)は「次走者の足の位置」を確認

修改正:リレー競走⑤

- ●室内競技のリレー § 218 【変更なし】
 - √ 800mRの各テイク・オーバーゾーンは20m
 - **✓**第2走者、第3走者、第4走者はゾーンの中から走り出さなければならない

31

解釈の訂正:リレー競走⑥

- ●オーダー用紙の提出と変更 § 170-11
 - **✓**リレーチームの編成は、各ラウンドの第1組目の招集完了時刻の1時間前までに正式に申告する
 - ✓<u>一度申告したらその後の変更は</u>、最終招集時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない



- ✓招集完了時刻前であっても、一度申告した編成の変更(オーダー用紙の差換え)は認められない
- ✓医務員の判断による変更は出場選手の変更のみ認められ、編成(走る順番)の変更は認められない

明確化:リレー競走⑦

●バトンパス①

§ 170-7

- ✔バトンはテイク・オーバー・ゾーン内で受渡さなければならない
- ✓バトンパスは受け取る競技者にバトンが触れた時点に始まり 受け取る競技者の手の中に完全にわたり 唯一のバトン保持者になった瞬間に成立する
- ✓テイク・オーバー・ゾーン内のバトンの位置のみが決定的なもの
 - ▶走者の身体の位置はオーバーゾーンとは無関係 あくまでもバトンの位置で判断

33

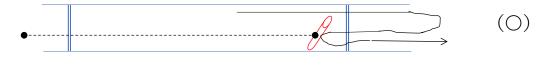
明確化:リレー競走®

●バトンパス②

§ 170-7



B)バトンは中にとどまり、次走者は一度外に出たが戻って受取り



明確化:リレー競走⑨

●バトンパス③

§ 170-7

C) 次走者がバトンに触れず*、前走者も次走者も一度外へ 一緒に戻ってバトンパス



D)バトンの受渡しが出口の外



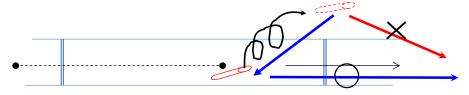
35

明確化:リレー競走⑩

●バトンパス④

§ 170-7

✔バトンパス中にバトンを落とした



▶完全に渡し終わっていなければ、どちらが拾ってもよい▶落ちた地点よりも前に転がったら、バトンを拾いに行った後、落とした場所に戻って競技を再開しなければならない

修改正:フィールド競技の試技回数① § 180-6

- ●走高跳と棒高跳を除くフィールド競技の試技回数
 - ✓最大6回を越えなければ、競技会毎に決めることが可能

▶原則

- ・8名超の場合、各競技者は3回の試技
- その中で上位の8名は更に3回の試技
- 8名以下の場合、各競技者は6回の試技
- ▶競技注意事項等で規定していれば、次のことも可能
 - 最大試技数6回未満
 - ・8名超の場合、前半3回未満
 - 6回試技終了時に同成績の競技者がいれば、順位決定のための追加試技

37

修改正:フィールド競技の試技回数② §180-6

- ●走高跳と棒高跳を除き、各競技者が各ラウンドで許されるのは 1回の試技のみ。
- ●走高跳と棒高跳を除くフィールド競技で8人を超える競技者が競技を行う場合には、競技注意事項等で特に規定していなければ各競技者は3回の試技が許される。
- ●その中で上位の有効な成績を得た競技者8人には、さらに3回の試技が許される。
- (前半の試技の)最後の通過順位において、二人以上の競技者が同じ最高記録であった場合、第180条22を適用。
- ●このようにしても同成績なら、競技注意事項等で規定している 後半の試技(通常は3回)を行うことができる。

修改正:フィールド競技の試技回数③ §180-6

●任意の試技回数の設定の場合

<例:前半2回+後半2回>

- ✓全員で2回跳んで、トップ8選出
- ✔この際、8位に2名がいたら、上位9名で残り2回の試技
- ●任意で順位決定のための追加試技(6回の試技で同成績の場合)
 - ✔同順位者以外の順位と記録は確定
 - ✔順位決定戦で、既に順位が決まっている上位者の記録を 上回っても順位が上回ることはない
 - ✓順位決定戦の記録は別の競技として記録用紙を作成・申請

修改正:フィールド競技の試技時間① § 180-17

●単独競技

残っている競技者	走高跳	棒高跳	その他
4人以上*	30秒	1分	30秒
2~3人	1分30秒	2分	1分
1 人	3分	5分	-
連続試技**	2分	3分	2分

* 4人以上または各競技者の最初の試技

** 走高跳・棒高跳では、残っている競技者が二人以上で、 同一の高さの時のみ適用

修改正:フィールド競技の試技時間② § 180-17

●混成競技

残っている競技者	走高跳	棒高跳	その他
4人以上*	30秒	1分	30秒
2~3人	1分30秒	2分	1分
1人または連続試技**	2分	3分	2分

- * 4人以上または各競技者の最初の試技
- ** 残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用

41

修改正:フィールド競技の試技時間③ § 180-17

●試技時間の延長

- ✓走高跳と棒高跳で優勝が決まり競技者が一人となった際
 - ▶世界記録(<u>日本記録</u>)やその他<u>大会記録等に挑戦</u>する場合 定められた制限時間より1分延長しなければならない
 - ▶別の競技会の標準記録への挑戦は対象外

確認:フィールド競技の試技時間④ § 180-17

●試技開始の合図

- ✓審判員は、競技者に試技を開始するための用意が完了していることを示さなくてはならず、試技時間はこの瞬間からカウントダウンが始まる
 - ▶選手のペースではない
 - ▶審判員のペースで、準備ができたら開始の合図(白旗)
 - ▶アイコンタクト不要
 - ⇒ 競技開始前に選手に対して説明を行う

43

修改正:高さを競う競技のバーの上げ幅 § 181-4

●バーの上げ幅

〔原則〕

- ✓競技者が最後の一人になり、優勝が決まるまでは、
- (a) バーはHJで2cm、PVで5cmより少ない上げ方をしてはならない。
- (b) またバーの上げ幅を増してはならない。

加えて

- ✓残っている競技者が二人以上でも、全員の同意があれば第181条 4(a)(b) を適用しないで、日本記録<u>もしくは大会記録等</u>を超える高 さにバーを上げることができる。
 - ▶大会記録等への挑戦も対象に

明確化:走高跳の無効試技の判定 § 182-2(b)

<修正前>

● バーを越える前に、身体のいかなる部分でもバーの助走路側の 垂直面、またはそれを延長した面から先の地面あるいは着地場 所に触れた時

<修正後>

- ●バーを越える前に、<u>バーの助走路側の垂直面より着地場所側の</u>、 またはその垂直面を支柱から左右に延長した着地場所側の、地 面あるいは着地場所に身体のいかなる部分でも触れた時
 - ✓空中で体の一部(腕等)が垂直面より着地場所側に出ても、 地面やマットに触れなければ無効ではない

45

解釈の訂正:走幅跳の無効試技の判定 § 185-1(a)

<修正前>

●競技者が跳躍しないで走り抜けたり、跳躍の際に身体のどこかが踏切線の先の地面(粘土板を含む)に触れたりした時

<修正後>

- ●競技者が<u>踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、</u>身体のどこかが踏切線の先の<mark>地面(粘土板を含む)に触れた</mark>時
 - ✓足が合わずに走り抜けた場合でも、踏切線を越えて最初に 着地場所(砂場)に入れば有効
 - ✓踏切線と着地場所の間の地面に触れたら無効

修改正:投てき競技(回転系)の無効試技の判定 §187-14(b)

- ●サークルに入ってから投てきを始めた後
 - ✓身体のどの部分でも、サークルの縁枠上部あるいはサークルの外側の地面に触れたら無効

〔追加〕

✓但し、サークルに入り最初の回転動作を行う際に、サークル の両側白線より完全に<u>後方のサークルの外側の地面に足が触れても、推進力を得ることがなければ(外に出た足が地面に</u>触れる程度であれば)、無効とはしない

47

修改正:投てき競技の試技の中断 §187-15

- ●一度始めた試技の中断が認められる
 - ✔ 他の投てき競技の規則に反していない限り
 - ▶ 制限時間内
 - ▶ サークルの後ろから出る 等
 - ✓ 投てき物を地面においてよい
 - ▶サークル・助走路の中でも
 - ▶サークル・助走路の外に出しても
 - ✔ 競技者がサークルや助走路から出てもよい

修改正:混成競技の順位 § 200-12

●どの順位についても、<u>二人以上の競技者が同じ得点</u>の場合

〔修改正前〕

- ✓順位付け実施
 - ▶個々の種目の得点を比較

[修改正後]

- ✔ 同成績とする
 - ▶個々の種目の得点等の比較不要

49

修改正:競歩競技 (ピットレーン関連) § 230-7

●ピットレーンにとどまる時間

距	離	時間
5000 m	5Km	30秒
10000 m	10Km	1分
20000 m	20km	2分
30000 m	30km	3分
40000 m	40km	4分
50000 m	50km	5分

修改正:世界記録 § 261

●世界記録として公認される種目(追加・削除)

✓男子

▶追加 道路競技 5km

▶削除 道路競技 15km、20km、25km、30km

√女子

▶追加 道路競技 5km

▶削除 道路競技 15km、20km、25km、30km

51

修改正:日本記録 § 266-10,11

●日本記録として公認される種目(追加・削除)

✔ 男子

▶追加 道路競技 5km▶削除 競歩 (トラック) 2時間

√女子

▶追加 トラック 300m

道路競技 5km 競歩(道路) 50km

▶削除 トラック 60m

✓U20女子

▶追加 トラック 2000m障害